参考様式６

**大淀町介護予防・日常生活支援サービス事業所の指定に関する要綱**

**第４条各号の規定に該当しない旨の誓約書**

　　年　　月　　日

大淀町長　殿

所在地

申請者

名　称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　所

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |
| --- |
| 【大淀町介護予防・日常生活支援サービス事業所の指定に関する要綱第４条】  (1)　申請者が法人でない者  (2)　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  (3)　法の規定に基づき指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成５年法律第８８号)第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下同じ。)又はその事業所等を管理する者(以下「役員等」という。)であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)  (4)　法の規定に基づく指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日または処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者  (5)　前号に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、第４号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者  (6)　法その他国民の健康医療又は福祉に関する法令等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  (7)　その役員等が第１号から前号までのいずれかに該当する者  (8)　介護給付費の返還又はそれに伴う加算金の支払を命じられ、当該返還又は支払を命じられた額の全部を納付していない者  (9)　事業所等の開設に伴い必要となる施設、備品、サービス、人員等の整備等に係る売買、賃貸借、委託、雇用等に関する契約の相手方又は近隣住民との間で法的紛争が生じている者で、継続的かつ安定的な介護予防・訪問生活サービスの提供ができなくなるおそれのある者  (10)　利用者又はその関係者(以下「利用者等」という。)が他の利用者を紹介し、またはあっせんすることに対し、利用者等に利益を約し、又は不利益を免れることを約することにより、本来利用者が負担すべき利用料の支払いを免除する等介護保険関係法令、条例、規則その他の法令などに沿った適切な事業の運営ができないおそれがある者  (11)　法令等の規定に基づかず、不特定又は特定の多数の者から、出資金、預り金、会費その他いかなる名称であるかにかかわらず、資金の提供を受けることにより、本来利用者が負担すべき利用料の支払いを免除する等介護保険関係法令、条例、規則その他の法令などに沿った適切な事業の運営ができないおそれがある者  (12)　労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者  (13)　労働保険の保険料の徴収等に関する法律により納付義務を負う保険料等の滞納処分を受け、引き続き滞納している者  (14)　第１号から前号までに掲げる者のほか、公共の利益若しくは要介護者等の生命、身体、財産等を害する事業又はそれらを害するおそれのある事業を行い、又は当該事業を行うおそれがある者 |